

吉野川市立鴨島東中学校学校いじめ防止基本方針（改訂版）

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは絶対に許さない、認知されたいじめはすべて解決する」という強い信念をもち、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子どもにも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換が重要であり、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、関係者が一体となり継続的に取り組む。
- (3) ささいな事象でも、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で、的確に関わり、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- (5) より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。またコミュニティ・スクールの活用などいじめの問題について対策を推進することが必要である。
- (6) いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、子ども女性相談センター等）との適切な連携を図ったり、法務局をはじめとする、学校以の SOS 相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が関係機関による取り組みと連携することも重要である。

2 いじめ防止等の対策組織

- (1) 組織の構成
管理職や生徒指導主事、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、部活動指導に関わる教職員等により構成する。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、関係する教職員等を追加する。また、状況に応じて、スクールカウンセラー等、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者及び関係機関等の助言を得る。
- (2) 組織の役割
 - ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ②生徒・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
 - ③いじめの疑いに係る情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - ④緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。

3 教育相談体制

- (1) 教員と生徒及び保護者、さらには生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 生徒の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど、生徒はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。

- (5) 生徒や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教育・指導場面

- ①「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ②教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③全ての生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ④授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ⑤ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑥学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。また自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ⑦学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ⑧スマートフォン等の正しい利用方法やインターネットの危険性について理解させる「スマホ・ネット教室」の実施を促進し、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見・早期対応に取り組む。
- ⑨「いじめ防止子ども委員会」を設置し、児童生徒が主体となって、いじめ問題に取り組む活動の推進を図る。
- ⑩生徒の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑪教職員の言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑫いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ⑬生徒が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑭「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、生徒の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ①学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し、学期の始期、入学式等で生徒や保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ②家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・子ども女性相談センター等との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③PTAや学校運営協議会等と、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式及び入学式等において、すべての生徒や保護者に対して、いじめを許さ

ない学校の取組や、いじめられている生徒を全力で守りぬくことを明らかにし、生徒や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。

- (2) 全生徒を対象としたいじめ発見のためのアンケートである「生活調査」を定期的を実施することに加え、「個別面談」や「生活ノート」の記述等から、生徒の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、学校いじめ対策組織において組織的に判断する。
- (3) いじめの把握にあたっては、学校が組織として対応するため、児童生徒の支援状況を一元的に把握し、学校内及び関係機関等との連絡調整、ケース会議の開催等の調整役として活動する教職員を教育相談コーディネーターとして指名し、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築する。
- (5) 生徒に絶えず声かけを行い、生徒が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (6) 生徒が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (7) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図る。

6 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ①いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
 - ②学校いじめ対策組織において、速やかに関係生徒等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
 - ③職員会議等を通じて、情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
 - ④いじめられた生徒、いじめた生徒への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。
- (2) いじめられた生徒、保護者への支援
 - ①いじめられた生徒を徹底して全力で守りぬく。
 - ②いじめられた生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
 - ③複数教員による家庭訪問を行う。
 - ④本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
 - ⑤本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
 - ⑥スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
 - ⑦特に配慮が必要な生徒の指導については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- (3) いじめた生徒への指導と保護者への助言
 - ①毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
 - ②いじめられた生徒を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
 - ③いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
 - ④複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。
 - ⑤いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの責任を自覚させる。

(4) 他の生徒への指導

- ①新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ②傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③生徒自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 教育委員会等への報告と連携

- ①いじめを認知した場合は、学校長が速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた生徒を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
- ②事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

- ①ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。
- ②恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案はためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ③生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。

(7) いじめ解消状態

いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。少なくとも3か月を目安とし、随時、面談等を実施する。また、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

7 校内研修

研修（事例研究やロールプレイを含む）計画を作成し、年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

8 重大事態への対処

- (1) いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに市町村教育委員会に報告するとともに、市町村教育委員会と連携して対処する。
- (2) 重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」（別表）に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

9 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- (2) 「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえ、期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待する指標等の改善が見られなかったような場合、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

10 年間計画（いじめ防止プログラム）

年間目標 ・いじめは、どの生徒にもどこの学校でも起こり得ることを踏まえて、いじめ問題に対して積極的に認知し組織的に取り組む。
・生徒の心の変化をいち早く捉え、いじめの早期発見・早期対応に努め、人間

関係の修復・改善を図る。

	内 容	対象者	担 当
4 月	学校基本方針の共通理解、 指導体制や指導計画の公表・周知 校内研修、生活調査 P T A 参観日 P T A 総会 家庭訪問	教職員 教職員・生徒・保護者 教職員・生徒 教職員・生徒・保護者 教職員・生徒・保護者	生徒指導主事 " " 教頭・教務主任 教務主任
5 月	生活調査 望ましい生活習慣形成のための指導 修学旅行 バス遠足 薬物乱用防止教室	生徒 教職員 教職員・生徒（2年生） 教職員・生徒（3年生） 教職員・生徒・保護者	教頭 研修主任 学年主任 学年主任 教頭・生徒指導主事
6 月	研究授業（人権学習） 学年、全校人権集会 心身の健全な発育のための指導 人権作文 市総体に向けた指導	教職員・生徒 教職員・生徒 教職員・生徒 生徒 教職員・生徒	人権教育主事 人権教育主事 養護教諭 人権教育主事・学年主任 生徒指導主事
7 月	校内研修 生活調査 教育相談 校外補導	教職員 生徒 教職員・生徒・保護者 教職員	研修主任・教頭 教頭 教務主任・学年主任 生徒指導主事
8 月	1学期の取組点検評価・改善 人権問題啓発ポスター制作 非行防止ポスター、作文制作	教職員 生徒 生徒	教頭 美術科担当教諭 国語科担当教諭
9 月	校内研修 基本的生活習慣の見直し 東中祭	教職員	研修主任・教頭
10 月	生活調査 研究授業（人権学習） 学習指導の充実 市新人大会に向けた指導 職場体験学習	生徒 教職員 教職員 教職員・生徒 生徒（2年生）	教 頭 人権教育主事 教務主任 生徒指導主事 学年主任
11 月	校内研修 人権授業参観	教職員 教職員・生徒・保護者	研修主任・教頭 人権教育主事・教務主任
12 月	生活調査 人権問題講演会 合唱コンクール 教育相談	生徒 教職員・生徒・保護者 教職員・生徒・保護者 教職員・生徒・保護者	教頭 人権教育主事・教務主任 音楽家担当教諭・教務主任 学年主任・教務主任
1 月	学校評価保護者向アンケート配付	教職員・生徒・保護者	
2 月	生活調査 進路相談	生徒 教職員・生徒・保護者	教頭 学年主任・教務主任
3 月	生活調査 取組の点検評価・改善と次年度の計画	生徒 教職員	教頭 学年主任・教務主任・教頭